

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する
計算書

事業 年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人名
----------	--------------------	-----

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①	円
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額 ①×12/②	③	円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率(%)	税額(イ)	旧税率(%)	税額(ロ)
所得 割	所得金額総額 第6号様式⑳	④	円			
	年400万円以下の金額 第6号様式㉑	⑤	000		円 00	円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式㉒	⑥	000		00	00
	年800万円を超える金額 第6号様式㉓	⑦	000		00	00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式㉔	⑧	000		00	00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉕	⑨	000		00	00
付加 価値 割	付加価値額総額 第6号様式㉖	⑩				
	付加価値額 第6号様式㉗	⑪	000		円 00	円 00
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式㉘	⑫				
	資本金等の額 第6号様式㉙	⑬	000		円 00	円 00
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	00		00
差引		(⑭の(イ)) - (⑭の(ロ))	⑮	00		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮×3/4	⑯	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(3×(40億円-③))/40億円	⑰	00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/2	⑱	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/20億円	⑲	00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/4	⑳	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/40億円	㉑	00

第6号様式別表5の7記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第7項までの規定による控除を受ける場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「当該事業年度の月数②」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。	
2 「調整後付加価値額③」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
3 「課税標準」、「新税率」及び「税額(イ)」	④から⑬までの各欄には、第6号様式の⑳から㉙までの各欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」をそれぞれの欄に記載します。	
4 「旧税率」	平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載します。 また、標準税率以外の税率が適用される法人については、各都道府県ごとに定められた税率を用います。	
5 「税額(ロ)」	「旧税率」により計算した金額については、この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた金額を記載します。	
6 「控除額」 (⑭から㉘までの欄)	これらの金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額を記載します。	